

千葉県私立幼稚園事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 千葉県私立幼稚園事務費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の私立幼稚園が園児又は入園予定児童に対して実施する幼児教育・保育の無償化の申請手続き等に係る事務的経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、保護者の申請手続き等の負担を軽減し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、同法第2条第2項に規定する私立学校であるもの（同法附則第6条の規定による幼稚園を含み、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の規定による確認を受けた幼稚園を除く。）をいう。
- (2) 園児 4月1日現在の満年齢が3歳、4歳及び5歳の幼児、及び4月2日以降に3歳に達した幼児で、私立幼稚園に在園し、かつ、本市に住所を有する者又は有すると本市が認める者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の私立幼稚園の設置者（以下「補助事業者」という。）が園児又は入園予定児童及びその保護者を対象として実施する次に掲げる事務手続きとする。

- (1) 法第30条の4第1号に規定する小学校就学前子どものうち、本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、法第30条の5第1項に基づき本市の認定を受けるための申請に係る事務手続き
- (2) 法第30条の4第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どものうち、本市に住所を有する者または本市に住所を有すると市長が認める者で、法第30条の5第1項に基づき本市の認定を受けるための申請に係る事務手続き
- (3) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の19に規定する施設等利用費の支給申請に係る事務手続き
- (4) 法第22条又は法30条の7に規定する届出に係る事務手続き

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、別表により算出した額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、千葉県私立幼稚園事務費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、千葉県私立幼稚園事務費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、理由を付して、その旨を文書により補助事業者に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による交付決定額を変更する必要があるときは、千葉県私立幼稚園事務費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更すべきものと認めたときは、千葉県私立幼稚園事務費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の額を変更することが不適当と認めたときは、理由を付して、その旨を文書により申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉県私立幼稚園事務費補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉県私立幼稚園事務費補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとする

るときは、千葉市私立幼稚園事務費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）その他市長が必要と認めたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表

区分	補助基準額	補助率	補助金額
第4条第1号(※1) (以下「新1号分」という。)	①園割 10,000円(※2) ②園児割 100円(※3) 補助基準額 = ①+②×園児数	10/10 以内	補助基準額に補助率を乗じて得た額
第4条第2号から第4号 (以下「新2号等」という。)	③園割 10,000円(※4) ④受付数 100円(※5) 補助基準額 = ③+④×受付数		

※1 令和元年度に限り、新1号分の区分に掲げる①園割を補助金額の対象外とする。

※2 「園割」とは、私立幼稚園1園当たりの補助基準額をいう。

※3 「園児割」とは、園児1人当たりの補助基準額をいう。

※4 第4条第2号及び第3号に規定する事務手続きに対する補助基準額(園割)をいう。

※5 私立幼稚園経由で本市が受理した新2号等に係る書類受付件数(以下「保育認定受付数」という。)及び第4条第4号に係る書類受付件数(以下「現況届受付数」という。)の1件当たりの補助基準額をいう。

様式第 1 号

千葉県私立幼稚園事務費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

幼稚園名
所在地
(設置者) 所在地
法人名
代表者職名
氏名

年度千葉県私立幼稚園事務費補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により次のとおり申請します。

記

1	交付申請額	円
2	交付申請額の内訳	
(1)	新 1 号分	円
	うち園割	円
	うち園児割	円 (100 円× 人)
(2)	新 2 号等	円
	うち園割	円
	うち保育認定受付数	円 (100 円× 人)
	うち現況届受付数	円 (100 円× 人)

様式第2号

千葉市指令 第 号

千葉市私立幼稚園事務費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった千葉市私立幼稚園事務費補助金の交付申請について、次のとおり交付決定をしたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付予定時期 年 月

(交付の条件)

- ① 補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。
- ② 千葉市補助金等交付規則その他関係法令等を遵守すること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 3 号

千葉市私立幼稚園事務費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

幼稚園名
所在地
(設置者) 所在地
法人名
代表者職名
氏名

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市
私立幼稚園事務費補助金の額を変更したいので、千葉市私立幼稚園事務費補助金交付要綱
第 8 条の規定により申請します。

記

- | | | |
|---|------------|--------------|
| 1 | 既交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更の内容 | |
| 3 | 変更交付申請額 | 円 |
| 4 | 変更交付申請額の内訳 | |
| | (1) 新 1 号分 | 円 |
| | うち園割 | 円 |
| | うち園児割 | 円 (100 円× 人) |
| | (2) 新 2 号等 | 円 |
| | うち園割 | 円 |
| | うち保育認定受付数 | 円 (100 円× 人) |
| | うち現況届受付数 | 円 (100 円× 人) |

様式第4号

千葉市指令 第 号

千葉市私立幼稚園事務費補助金変更交付決定通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で申請のあった千葉市私立幼稚園事務費補助金について、
千葉市私立幼稚園事務費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 変更交付決定額 | 円 (A) |
| 2 既交付決定額 | 円 (B) |
| 3 差引所要額 | 円 (A - B) |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県私立幼稚園事務費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

幼稚園名
所在地
(設置者) 所在地
法人名
代表者職名
氏名

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県
私立幼稚園事務費補助の実績について、千葉県補助金等交付規則第 1 2 条の規定により、
次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の完了日 年 月 日
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業の経費精算額 円

<内訳>

- (1) 新 1 号分 円
- うち園割 円
- うち園児割 円 (100 円× 人)
- (2) 新 2 号等 円
- うち園割 円
- うち保育認定受付数 円 (100 円× 人)
- うち現況届受付数 円 (100 円× 人)

様式第 6 号

千葉市達 第 号

千葉市私立幼稚園事務費補助金額確定通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付で実績報告のあった千葉市私立幼稚園事務費補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので千葉市補助金等交付規則第 13 条の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 補助金の確定額 | 円 |

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

千葉市私立幼稚園事務費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

幼稚園名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

年 月 日付千葉市達 第 号により確定した千葉市私立幼稚園事務費補助金について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金の交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行				本店 支店 出張所			種目	口座番号						
	金融機関コード				店舗コード			1 普通 2 当座							
フリガナ															
口座名義															